

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

- 秋田県田沢湖スキー場条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(九・教育庁総務課)……………1
- 秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則(一〇・義務教育課)……………1
- 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則(一一・特別支援教育課)……………1

教育委員会規則

秋田県田沢湖スキー場条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年五月十一日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県田沢湖スキー場条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第十号中、「秋田県田沢湖スキー場」を削る。

第二条 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部改正
田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 スキー場(第五十六条―第五十八条の三)」を「第十四章 削除」に改める。

「第十四章 スキー場」を「第十四章 削除」に改める。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

第五十六条から第五十八条までを削除

第五十八条の二及び第五十八条の三を削る。

附 則

この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十一日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十一日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領及び養護学校学習指導要領」を「特別支援学校学習指導要領」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の秋田県立特別支援学校管理規則第三条第一項の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十八年三月三十一日(号外第十四号)公布秋田県市町村立

学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則(原稿誤り)

三 下 十一 「栄養教諭、助教」「助教諭」

平成十八年十二月二十六日(号外第一号)公布秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例(原稿誤り)

十 五 秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する

平成十九年三月十九日(号外第三号)公布秋田県財務規則の一部を改正する規則(原稿誤り)

一 上 十九 (三) (三)

(印刷誤り)

平成十九年三月二十三日(号外第一号)掲載の秋田県公安委員会規則第一号は、第四号の誤り

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄